

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の改正及び設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考 1 を参照）。

農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 3 号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成 18 年 12 月環境省告示第 143 号）を改正し、別添のとおり基準値の改正及び新規設定をします。

なお、改正及び新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

別添

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月四日環境省告示第百四十三号）の一部を改正する件
 新旧対照条文（抜粋）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
(略)		(略)	
農 薬 の 成 分	基 準 値	農 薬 の 成 分	基 準 値
(略)		(略)	
5 - アミノ - 1 - (2 , 6 - ジクロロ - , , - トリフルオロ - p - トリル) - 4 - エチル スルフィニルピラゾール - 3 - カルボニトリル (別名エチプロール)	<u>19 µg / l</u>	5 - アミノ - 1 - (2 , 6 - ジクロロ - , , - トリフルオロ - p - トリル) - 4 - エチル スルフィニルピラゾール - 3 - カルボニトリル (別名エチプロール)	<u>690 µg / l</u>
(略)		(略)	
<u>N - メチルビス (2 , 4 - キシリイルイミノメ チル) アミン (別名アミトラス)</u>	<u>26 µg / l</u>	(新規)	
<u>1 - [3 , 5 - ジクロロ - 4 - (3 - クロロ - 5 - トリフルオロメチル - 2 - ピリジルオキ シ) フェニル] - 3 - (2 , 6 - ジフルオロベン ゾイル) 尿素 (別名クロルフルアズロン)</u>	<u>0.029 µg / l</u>	(新規)	

<u>2 - クロロエチルトリメチルアンモニウム = クロリド (別名クロルメコートクロリド又はクロルメコート)</u>	<u>3,200 µg/l</u>	(新規)
<u>エチル = (RS) - 4 - シクロプロピル (ヒドロキシ) メチレン - 3, 5 - ジオキソシクロヘキサンカルボキシラート (別名トリネキサパックエチル)</u>	<u>5,700 µg/l</u>	(新規)
<u>O - 2 - ジエチルアミノ - 6 - メチルピリミジン - 4 - イル = O, O - ジメチル = ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチル)</u>	<u>0.031 µg/l</u>	(新規)
<u>S - 1, 2 - ビス (エトキシカルボニル) エチル = O, O - ジメチル = ホスホロジチオアート (別名マラチオン又はマラソン)</u>	<u>0.30 µg/l</u>	(新規)